

## 埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助要綱

平成14年9月17日決裁

(趣旨)

第1条 県は、総務部学事課が所管する「埼玉県私立学校振興資金融資要綱」(以下「融資要綱」と呼ぶ)に基づき、融資を受けた学校法人等の金利負担を軽減するため、私立学校振興資金融資取扱金融機関(以下「金融機関」という。)に対して、予算の範囲内において、利子補給金を交付する。

2 前項の利子補給金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、融資要綱で定められた資金を融資実行した金融機関とする。

(利子補給金の交付回数及び額)

第3条 利子補給金の交付は、前期分及び後期分の年2回とし、その額はそれぞれ以下の方法で算出した額とする。

(1) 前期分については、各資金の当該年度の4月末日と8月末日時点での貸付残高の合計額を2で除した額に、第4条に定める利子補給率を乗じ、それを2で除した額。

(2) 後期分については、各資金の当該年度の10月末日と2月末日時点での貸付残高の合計額を2で除した額に、第4条に定める利子補給率を乗じ、それを2で除した額。

2 前項により算出した額(以下「算出額」という。)が1万円未満のときは利子補給は行わないものとする。

3 算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(利子補給率)

第4条 利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 耐震化促進特別融資は、年率1.4%とする。

(2) 上記以外のその他の融資は、年率0.8%とする。

(利子補給金の交付期間)

第5条 利子補給金を交付する期間は、融資要綱に定める融資期間内とする。

(交付申請書の様式)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(交付申請書の提出)

第7条 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、前期分については、当該年度の9月20日、後期分については、当該年度の3月20日までとする。

(記載事項等の省略等)

第8条 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定兼確定通知書の様式)

第9条 規則第7条の交付決定通知書及び同第14条の額の確定に係る通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(利子補給金の請求)

第10条 規則第7条及び同第14条の規定に基づいて、前条の交付決定兼確定通知書の交付を受けた者は、当該交付決定兼確定通知書を受領した日から10日以内に、様式第4号の請求書に、交付決定兼確定通知書の写しを添えて、知事に請求するものとする。

(書類の保管)

第11条 利子補給金の交付を受けたものは、利子補給金の交付に係る関係書類を利子補給金の交付を受けた年度から10年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付について必要な事項は、知事と金融機関が協議して定めるものとする。

附則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年3月31日までの融資については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年3月31日までの融資については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

1 この要綱は令和3年4月13日から施行する。

附則

1 この要綱は令和5年2月27日から施行し、令和4年度分の融資から適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第 1 号

埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助交付申請書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事 様

所在地

名称

代表者名

電話番号

埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助金（ 年度 期分）の交付を受けたいので、補助金等の交付手続きに関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請いたします。

申請金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

《添付書類》

利子補助金額の算出基礎として、交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、添付書類（様式第 2 号：利子補助金計算書）を提出します。



様式第3号

埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助交付決定兼確定通知書

学事第 年 月 号  
日

様

埼玉県知事

年 月 日付で申請のあった埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子  
補給金（ 年度 期分）については、下記のとおり交付するとともに額を確  
定し通知します。

記

- |          |              |                         |
|----------|--------------|-------------------------|
| 1 交付確定金額 | 金            | 円                       |
| 2 支払方法   | 精算払          |                         |
| 3 請求方法   | 様式第4号の請求書により | 年 月 日（ ）ま<br>でに請求して下さい。 |

様式第 4 号

埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助請求書

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事 様

所在地

名称

代表者名

電話番号

埼玉県私立学校振興資金融資貸付金利子補助要綱第 9 条の規定に基づき、 年  
月 日付け、学事第 号で交付決定兼確定通知を受けた利子補給金  
( 年度 期分)を次のとおり請求します。

申請金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

◎ 次の口座に振り替えてください。

金融機関 店 舗	銀行			支店
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号	
カ ナ 口座名義				